

生活福祉資金（生活復興支援資金）

東日本大震災により被災し奈良県に避難されてきた低所得世帯に対し、生活復興のために一時的に必要な経費を対象として資金の貸付を行う制度です。

【貸付対象】

東日本大震災により被災した 低所得世帯（被災により低所得世帯となった場合を含む。）とします。 本県における生活保護基準の1.5倍以内

【貸付対象資金】

- 1 一時生活支援費
生活の復興の際に必要な当面の生活費
- 2 生活再建費
住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用
- 3 住宅補修費
住宅補修等に必要な費用

【貸付額等】

資金名	貸付限度額	貸付利子	据置期間	償還期間
一時生活支援費	[複数世帯] 120万円以内 月20万円以内×6ヶ月以内 [単身世帯] 90万円以内 月15万円以内×6ヶ月以内	連帯保証人無し の場合：1.5% 連帯保証人有り の場合：無利子	最終貸付日 から、2年 以内	据置期間 経過後：
生活再建費	80万円以内	最終償還期限を 経過した場合は、年 率10.75%の延滞 利子が発生	貸付日[一時 生活支援費 と併用貸付 の場合は同 支援費の最 終貸付日]か ら2年以内	20年以 内
住宅補修費	250万円以内			

・原則、貸付申請時に「り災証明書」又は「被災証明書」の提出していただきます。但し、一時生活支援費に限り、特別な理由によって証明書の提出が不可能な場合は、住基ネット等による事実確認後、3ヶ月以内の貸付を行います。

- ・現在、奈良県内に在住し、住民票がある世帯。
- ・総合支援費の生活支援費の貸付を受けている世帯については、【留意事項】を参考にして下さい。

【申込方法】

申請には、次の必要書類 ~ を添付下さい。

【必要書類】

借入申込書

民生委員調査書

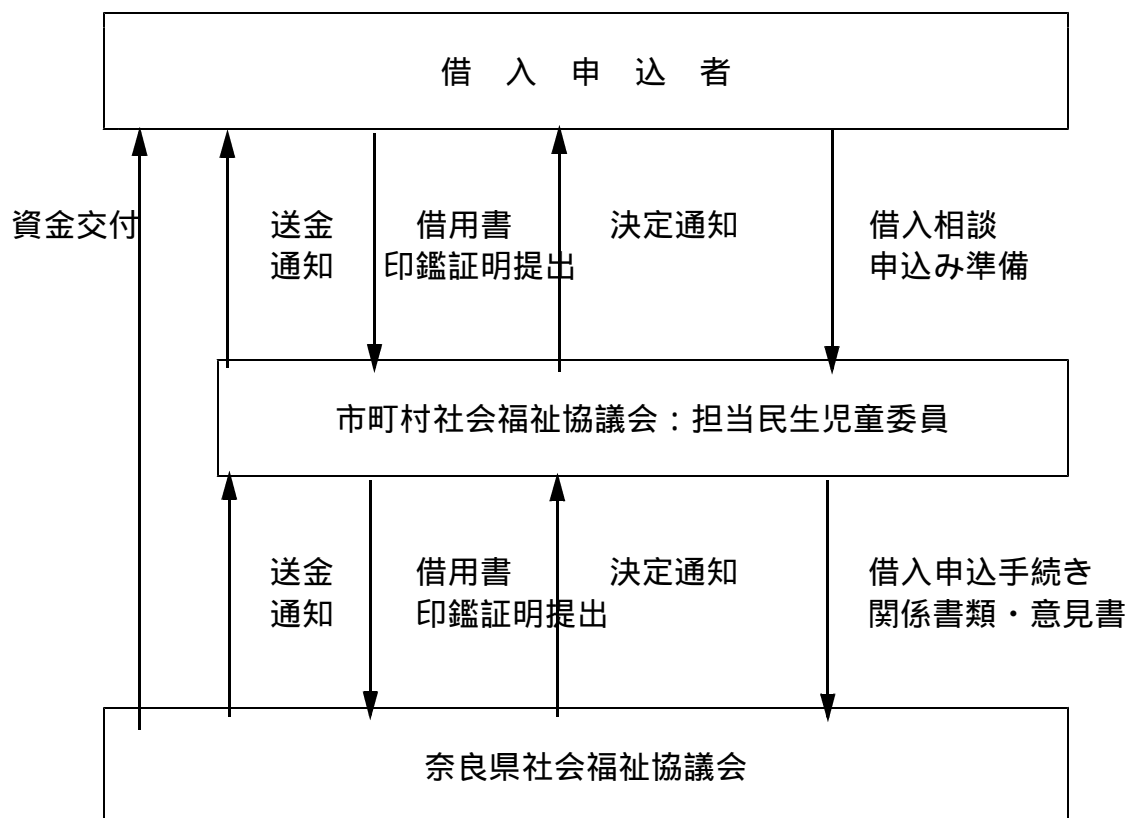
社会福祉協議会調査意見書

運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、住民票等（現在の居所又は転居予定先を証明するもの）が確認できるもの。

り災証明書、被災証明書等、東日本大震災により被災したことが確認できるもの。

生活再建費及び住宅補修費貸付の際には、必要とする費用（見積書等）が確認できるもの。 後日、領収書の提示が必要です。

その他、本会会長が必要とするもの。



貸付は審査の上決定します。申請された全てのケースに貸付決定される訳ではありません。

【留意事項】 他施策との関係について

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「災害弔慰金」という。）その他の法令（条例を含む。）に基づく給付金若しくは貸付金、原子力発電所事故に伴う賠償金又は各種民間団体による義援金の給付又は貸付を受けている世帯についても生活復興支援資金の貸付対象とすることができます。

これらの給付又は貸付を受ける見込みがある世帯も同様とします。

ただし、災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付（以下「災害援護資金貸付」という）を受けている、又は受けようとする世帯に対しては、原則として、住宅補修費の貸付対象となりません。

2. 総合支援資金（生活支援費）との関係

総合支援資金（生活支援費）の償還期間中（据置期間中を含む）の世帯については、一時生活支援費の貸付対象とすることができます。

岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北三県」という）に居住している世帯のうち、総合支援資金（生活支援費）の貸付期間中の世帯については、東北三県の各県社会福祉協議会会長が、特に必要と認める場合、現に貸付を実施している総合支援費（生活支援費）の貸付期間について、3月以内の延長をすることができます。更に、総合支援資金（生活支援費）の貸付終了後、必要に応じて、一時生活支援費の貸付ができる。

東北三県に居住している世帯のうち、総合支援資金の貸付を受けていない場合は、生活復興支援資金による貸付を優先します。

その貸付期間の終了後、必要に応じて、総合支援資金の貸付ができます。

なお、東北三県を除く各都道府県に居住している世帯については、目的に応じて、総合支援資金又は生活復興支援資金のいずれかの貸付を行います。

3. 失業等給付及び生活保護を受けている世帯は、一時生活支援費の貸付対象としません。

【その他】

詳細につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談下さい。

相談・申込窓口
各市町村社会福祉協議会